

東社協福祉施設経営相談室だより No.137(全3枚) 令和元年3月9日

- 1 新型コロナウイルスに関する国の通知のサイト
- 2 小規模法人の評議員の員数について
- 3 「東京 2020 大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の適用除外のための手続き
- 4 東京都人権啓発センター主催 人権実務担当者向け連続講座のご案内

1 新型コロナウイルスに関する国の通知のサイト

新型コロナウイルスに関する国の通知は、下記のサイトにまとめられています。

【参照先】厚生労働省

(介護)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

(医療・福祉)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

2 小規模法人の評議員の員数について

令和2年度(2020年度)より、平成27年度のサービス活動収益4億円以下の小規模な法人も、定款で定めた理事の員数を超える数(7名以上)の評議員が必置となります。平成31年度中(2019年度中)に評議員を選任するためには、理事会及び評議員選任解任委員会を平成31年度(2019年度)中に開催し選任する必要があります。(理事会・評議員会の決議の省略の様式については、東社協経営相談室だよりNo.135をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策期における運営については、厚労省より何か示された場合には、ご案内します。)

3 「東京 2020 大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の適用除外のための手続き

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両については、申請手続きを行うことで、料金上乘せの適用除外となります。詳細は、下記のサイトをご覧ください。

【参照先】東京都 オリンピック・パラリンピック準備局

https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaijyunbi/torikumi/yusou/2020shutokosoku/2020shutokosoku_shinsei/index.html

4 東京都人権啓発センター主催 人権実務担当者向け連続講座のご案内

5月15日開講、毎月1回程度、受講料無料にて開催されます。詳細は、下記のサイトをご覧ください。

【参照先】令和2年度「区市町村と企業の人権実務担当者向け連続講座」の開講

<http://www.tokyo-jinken.or.jp/course/index.html#municipalities>

東京都社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜(祝祭日、年末年始休)9時～17時45分

*本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。